資本の減少等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第３号

北海道上川郡東川町松山温泉
再生債務者　株式会社天人閣
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　株式の取得
　再生債務者は、発行済株式580万株を新株式の払込がなされることを条件として、再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日に無償で取得する。
２　資本金の額の減少
　減少すべき資本金の額　金２億9000万円
　資本減少の方法　発行済株式580万株全部を新株式の払込がなされることを条件として、再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日に無償消却する。
３　定款の変更
　前項記載の資本の額の減少の効力が生ずる日に、再生債務者の定款のうち第５条について、再生債務者の発行可能株式総数を１株に変更する。
平成22年２月23日　　旭川地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第２５７号

茨城県土浦市川口１丁目10番５号
再生債務者　株式会社協栄工務店
特別調査期間　平成22年４月１日から平成22年４月２日まで
平成22年２月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第９号

福岡市南区塩原３丁目５番33号
再生債務者　株式会社パステル・イン
１　期日　平成22年４月15日午前11時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年２月24日
福岡地方裁判所第４民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第２５４号

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽731の８
再生債務者　岩原観光株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　56万2300株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　２億8,115万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　200株
６　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から２週間
８　増加する資本金の額　1,000万円
平成22年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２５７号

茨城県土浦市川口１丁目10番５号
再生債務者　株式会社協栄工務店
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年３月29日まで及び平成22年４月６日午後２時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月６日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年２月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５９号

東京都港区芝５丁目10番５号　入山ビル２階
再生債務者　株式会社ルール
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月９日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年４月６日まで及び平成22年４月14日午後４時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月14日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年２月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第２２６号

東京都東大和市向原６丁目1201番地の107
再生債務者　カイ企画株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１７年（再）第２号

福岡県大川市大字中古賀791番地の２
再生債務者　森崎工芸株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年２月24日　福岡地方裁判所柳川支部

再生手続廃止

平成２１年（再）第２２７号

東京都東大和市新堀３丁目19番地の３　アップルウェイ東大和301号室
再生債務者　数野　　章
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成22年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２号

岡山県真庭市久世2415番地
再生債務者　株式会社コアプランニング
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年２月24日　岡山地方裁判所津山支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２４号

名古屋市緑区大高町字上塩田26―１
再生債務者　ザ・アミーゴス株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内２丁目８番11号　セブン丸の内ビル４階　浅賀法律事務所　弁護士　浅賀　　哲
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年２月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第３０２号

さいたま市南区辻６丁目９番44号
再生債務者　布川　英雄
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３１８号

埼玉県桶川市坂田東２丁目14番地の15、換地処分前の住所埼玉県桶川市大字坂田544番地の４
再生債務者　宇佐美誠一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月31日から平成22年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第５号

北海道苫小牧市大成町２丁目７番16号
再生債務者　守屋　悦子
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月18日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再イ）第１号

青森県五所川原市大字広田字榊森54番地113
再生債務者　小野　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月18日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月25日から平成22年４月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係